

# 我が子を交通事故から守る！

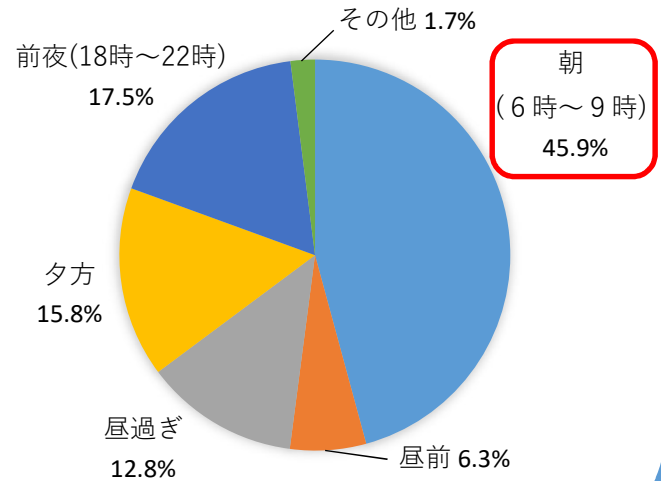
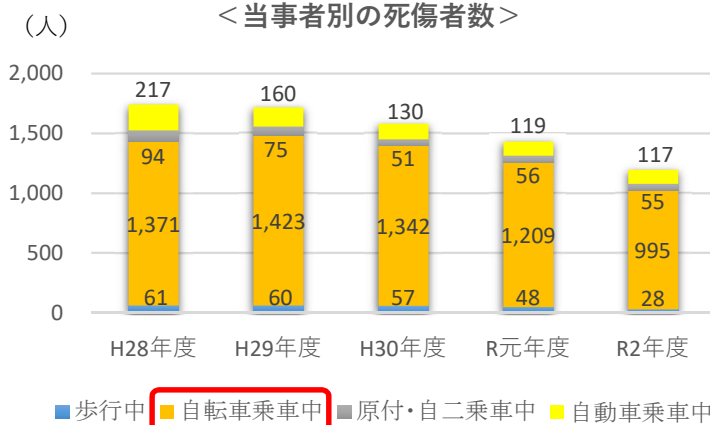
保護者用

## 高校生の交通事故の特徴

自転車乗車中が約8割！

朝(6時～9時)の事故が約5割！

<歩行中・自転車乗車中の時間帯別死傷者数>

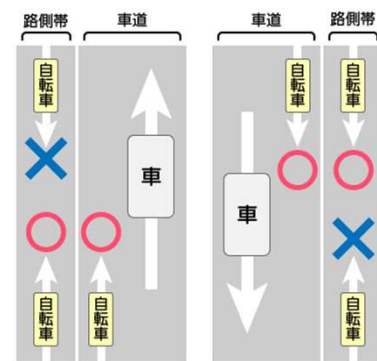


【愛知県警「過去5年間の高校生の交通事故データ」より】

## 交通ルールをお子さんとともに確認してください！

### ★ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用  
(愛知県の条例では、高校生は努力義務)



### ★ ながら運転禁止！

法令で禁止されており、思わぬ事故の原因になります。

傘さし運転



スマホ・ケータイ



大音量のイヤホン



# 愛知県：自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

令和3年10月1日全面施行

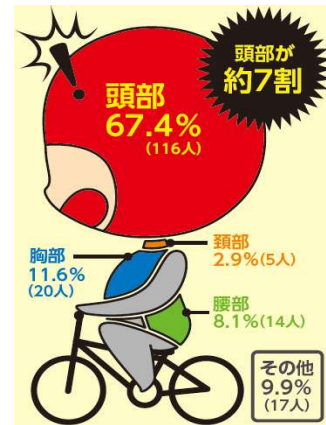
## ★ 乗車用ヘルメット着用の努力義務

ヘルメットを着用していれば  
助かる命が数多くあります。

未成年者にヘルメットを着用させるのは保護者の努力義務です。

< 県内自転車死者の負傷主部位構成率 >  
(H27~R1)

< ヘルメット着用時と非着用時の致死率の比較 >  
(%)



【愛知県警「ヘルメット着用啓発資料」より】

## ★ 自転車損害賠償責任保険等の加入義務

保険加入は保護者の義務です。

< 高校生が加害者となった高額損害賠償例 >

事故の概要	賠償金額
自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性（24歳）と衝突し、男性には重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。	9,266万円

加害者になってしまった場合の損害賠償に備えるための保険には様々なものがあります。現在加入している保険の内容によっては、特約などで補償されている（すでに加入されている）場合もありますので、補償対象や補償金額を確認してから加入されるとよいでしょう。

< 参考例 >

- ① 自転車による **加害事故の損害賠償に特化した自転車保険**
- ② 高校生本人のケガ、育英費用等も含めた **生活全般を補償する総合型保険**
- ③ 現在御加入の **自動車保険や、火災保険等に付いている個人賠償責任保険特約**  
(家族が自転車事故の加害者となった場合の損害賠償金を支払えるもの)
- ④ 自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けたときに貼られる **T Sマークの付帯保険**

区分	傷害補償		賠償責任補償
	入院15日以上	死亡・重度後遺障害（1~4級）	死亡・重度後遺障害（1~7級）
青色 T S マーク	一律 1 万円	一律 30 万円	限度額 1,000 万円
赤色 T S マーク	一律 10 万円	一律 100 万円	限度額 1 億円